

証券コード 3085

平成28年3月10日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

**アークランド サービス 株式会社**

代表取締役社長 伊 藤 永

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
ホテルグランドヒル市ヶ谷 新館3階 瑠璃東の間  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第23期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 新設分割計画承認の件
- 第8号議案 定款一部変更の件（2）

以上

~~~~~  
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.arclandservice.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による金融政策、財政政策を背景とした緩やかな回復基調がみられたものの、中国や新興国における経済成長の鈍化や原油価格の下落により、世界的な経済見通しに不安を与え、先行きの見通しにも不透明感が強まる状況が続いております。

外食業界におきましては、円安による原材料価格の高騰と人手不足やアルバイト時給の引き上げによる人件費の上昇など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中で、当社グループは「かつや」平均月商の引き上げへの施策の実施と、Q S Cの維持・向上、人材教育、出店加速等に積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高20,942百万円(前期比18.8%増)、営業利益2,923百万円(同12.7%増)、経常利益2,985百万円(同13.7%増)、当期純利益1,792百万円(同12.2%増)となりました。

事業部門別の業績概況は以下のとおりであります。

##### 【かつや直営飲食事業部門】

かつや直営飲食事業部門におきましては、海外2店舗を含む9店舗(F C加盟店からの譲受け1店舗を含む)を出店し、6店舗(F C加盟店への譲渡2店舗、からやまへの業態転換2店舗を含む)を閉店したことにより、当連結会計年度末店舗数は112店舗(海外4店舗を含む)となりました。

また既存店におきましては、10店舗の改装を実施し、10回のフェアメニューの投入、5回のキャンペーンの実施など、新規顧客の開拓及び既存顧客の利用機会増加に向けた施策を推進してきた結果、既存店売上高前期比は102.3%と堅調に推移いたしました。

以上の結果により、当連結会計年度の当該事業部門の売上高は10,367百万円(前期比9.2%増)となりました。

### 【F C事業部門】

F C事業部門におきましては、F C加盟店が「かつや」を海外7店舗を含む38店舗（直営店の譲渡2店舗含む）を出店し、3店舗（直営店への譲渡1店舗を含む）を閉店したことにより、当連結会計年度末店舗数は228店舗（海外15店舗を含む）となりました。また、F C店においても、既存店10店舗の改装を実施いたしました。

以上の結果により、当連結会計年度の当該事業部門の売上高は8,552百万円（前期比23.2%増）となりました。

### 【その他飲食事業部門】

その他飲食事業部門におきましては、「からやま」6店舗（かつやからの業態転換2店舗、あきばからの業態転換1店舗を含む）を含む8店舗の出店と2店舗（からやまへの業態転換1店舗を含む）の閉店がありましたが、「からあげ縁」32店舗（直営4店舗、F C28店舗）が加わったことにより、当連結会計年度末店舗数は52店舗となりました。

以上の結果により、当連結会計年度の当該事業部門の売上高は1,559百万円（前期比67.4%増）となりました。

### 【その他の事業部門】

その他の事業部門におきましては、アークランドマルハミート株式会社の事業開始に伴い、食肉加工事業の売上高が加わったことにより、当該事業部門の売上高は463百万円（前期比81.8%増）となりました。

（単位：百万円、%）

| 事業部門        | 売上高    | 構成比  | 前連結会計年度比 |
|-------------|--------|------|----------|
| かつや直営飲食事業部門 | 10,367 | 49.5 | 109.2    |
| F C事業部門     | 8,552  | 40.8 | 123.2    |
| その他飲食事業部門   | 1,559  | 7.5  | 167.4    |
| その他の事業部門    | 463    | 2.2  | 181.8    |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は713百万円で、その主なものは店舗の新規出店に伴い取得した有形固定資産であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成27年8月7日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年9月1日付で、当社のからあげ専門店「からやま」を運営しております事業を簡易新設分割方式により会社分割し、同日付で、新設会社であるエバーアクション株式会社に承継させました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項ありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の連結子会社であるエバーアクション株式会社は、平成27年12月28日付でBAN FAMILY株式会社の全株式を取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 20 期<br>(平成24年12月期) | 第 21 期<br>(平成25年12月期) | 第 22 期<br>(平成26年12月期) | 第 23 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 12,797                | 14,986                | 17,623                | 20,942                             |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,111                 | 1,353                 | 1,597                 | 1,792                              |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 157.49                | 191.70                | 105.67                | 112.64                             |
| 総 資 産 (百万円)     | 8,018                 | 9,737                 | 14,620                | 16,651                             |
| 純 資 産 (百万円)     | 5,623                 | 6,815                 | 11,110                | 12,727                             |
| 1株当たり純資産額 (円)   | 796.62                | 965.48                | 695.15                | 791.72                             |

(注) 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 20 期<br>(平成24年12月期) | 第 21 期<br>(平成25年12月期) | 第 22 期<br>(平成26年12月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 12,629                | 14,651                | 17,081                | 19,837                           |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,174                 | 1,366                 | 1,607                 | 1,796                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 166.41                | 193.66                | 106.35                | 112.87                           |
| 総 資 産 (百万円)     | 8,069                 | 9,801                 | 14,619                | 16,196                           |
| 純 資 産 (百万円)     | 5,689                 | 6,915                 | 11,178                | 12,736                           |
| 1株当たり純資産額 (円)   | 806.00                | 979.64                | 702.29                | 800.14                           |

(注) 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。  
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ① 親会社との関係

当社はアークランドサカモト株式会社の子会社であり、同社は当社の株式を平成27年12月31日現在、4,380,000株（議決権比率55.05%）所有しております。同社の主な事業はホームセンターの経営であり、当社は同社から不動産の賃借及び消耗品の購入を行っておりますが、軽微なため、記載すべき重要な事項はございません。

### ② 重要な子会社等の状況

| 会 社 名                                | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                      |
|--------------------------------------|----------|----------|----------------------------------------------------|
| アークダイニング株式会社                         | 80百万円    | 100%     | てんぷら専門店「あきば」、肉めし専門店「岡むら屋」、珈琲所「コメダ珈琲店」、その他フードコートの経営 |
| ARCLAND SERVICE (H. K.) CO., LIMITED | 100万香港ドル | 100%     | 海外におけるとんかつ専門店「かつや」の事業展開                            |
| エバーアクション株式会社                         | 31百万円    | 77%      | からあげ専門店「からやま」の経営                                   |
| アークランドマルハミート株式会社                     | 98百万円    | 51%      | とんかつ専門店「かつや」及び飲食店・量販店向けの食肉加工品の製造・販売                |
| ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.      | 10億韓国ウォン | 100%     | 韓国におけるとんかつ専門店「かつや」の運営及び事業展開                        |
| BAN FAMILY株式会社                       | 10百万円    | 77%      | からあげ専門店「からあげ縁」の経営及びフランチャイズ本部の運営                    |

(注) 1. 平成27年9月1日に、簡易新設分割によりエバーアクション株式会社を設立いたしました。  
2. BAN FAMILY株式会社は、エバーアクション株式会社が平成27年12月28日に同社の発行する全株式を取得し、当連結会計年度より連結子会社となりました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、主力業態であります「かつや」の客数拡大を重点課題として、様々な施策を実施し、順調に業績を伸ばしてまいりました。今後はさらに飛躍させるべく、店舗におけるQ S Cの維持・向上と、「かつや」の既存商品の改善と業態の拡張に注力し、平均月商の引き上げと出店の拡大を図ってまいります。また、新業態の開発にも積極的に取り組み、「かつや」に次ぐ第二、第三の柱業態を構築し、事業規模拡大を図ってまいります。具体的な対処すべき課題は、次のとおりであります。

##### ① 既存店売上高の向上について

当社グループは、外食チェーン各社による積極的な出店攻勢や中食需要の拡大など、当社グループを取り巻く環境は一層厳しくなることが予想される中、商品価値の向上を目的とした「既存商品の改善」と「販売チャネルの多様化」により、「かつや」の平均月商の引き上げを目指してまいります。

##### ② 新規出店について

当社グループは、「かつや」を中心に積極的な出店を行い、業態の拡張を図ってまいります。「かつや」におきましては、かつ併設型を中心に出店を拡大し、「かつや」ブランドの拡大を目指してまいります。また、新業態におきましても、店舗数の増加による知名度の向上を目指してまいります。

##### ③ 人材育成について

当社グループは、研修店舗の設置やトレーナーの育成・配置により、既存店長、新入社員への教育体制を強化し、店舗におけるQ S Cレベルの維持・向上を図ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

| 事業部門        | 事業内容                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| かつや直営飲食事業部門 | とんかつ専門店「かつや」の直営店                                                            |
| F C 事業部門    | とんかつ専門店「かつや」F C店舗への各種業務支援サービス及び食材等の供給                                       |
| その他飲食事業部門   | イタリアンカフェ「チェントペルチェント」<br>からあげ専門店「からやま」「からあげ縁」<br>肉めし専門店「岡むら屋」珈琲所「コメダ珈琲店」、その他 |
| その他の事業部門    | 食肉加工事業、不動産賃貸等                                                               |

(6) 主要な店舗及び事業所（平成27年12月31日現在）

|                                         |          |                                                                                                                    |
|-----------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社                                     | 本 社      | 東京都千代田区                                                                                                            |
|                                         | かつや直営店   | 北海道 (5 店舗)<br>埼玉県 (23 店舗)<br>千葉県 (14 店舗)<br>東京都 (32 店舗)<br>神奈川県 (14 店舗)<br>新潟県 (11 店舗)<br>岐阜県 (2 店舗)<br>愛知県 (7 店舗) |
|                                         | その他直営店   | 北海道 (1 店舗)<br>宮城県 (1 店舗)<br>群馬県 (1 店舗)<br>新潟県 (1 店舗)<br>東京都 (1 店舗)<br>兵庫県 (1 店舗)                                   |
| アークダイニング<br>株 式 会 社                     | 本 社      | 東京都千代田区                                                                                                            |
|                                         | 岡むら屋直営店  | 東京都 (2 店舗)                                                                                                         |
|                                         | その他直営店   | 北海道 (1 店舗)<br>東京都 (1 店舗)<br>新潟県 (3 店舗)                                                                             |
| エバーアクション<br>株 式 会 社                     | 本 社      | 東京都千代田区                                                                                                            |
|                                         | からやま直営店  | 埼玉県 (1 店舗)<br>千葉県 (1 店舗)<br>東京都 (2 店舗)<br>神奈川県 (3 店舗)                                                              |
| BAN FAMILY<br>株 式 会 社                   | 本 社      | 東京都千代田区                                                                                                            |
|                                         | からあげ縁直営店 | 東京都 (3 店舗)<br>神奈川県 (1 店舗)                                                                                          |
| アークランドマルハ<br>ミート株式会社                    | 本 社      | 東京都千代田区                                                                                                            |
|                                         | 工 場      | 神奈川県 (1 棟)                                                                                                         |
| ARCLAND SERVICE<br>(H. K.) CO., LIMITED | 本 社      | 中華人民共和国香港特別行政区                                                                                                     |
| ARCLAND SERVICE<br>KOREA CO., LTD.      | 本 社      | 大韓民国ソウル特別市鍾路区                                                                                                      |
|                                         | かつや直営店   | ソウル特別市 (3 店舗)<br>京畿道城南市 (1 店舗)                                                                                     |

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------------|-----------------------|
| 151 (1,362) 名 | 53名増 (216名増)          |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト）は、年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------------|-------------|---------|-------------|
| 115 (1,155) 名 | 23名増 (81名増) | 32.4歳   | 4.4年        |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト）は、年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 8,274,000株  
(3) 株主数 3,424名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                             | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------|------------|--------|
| アークランドサカモト株式会社                                  | 4,380,000株 | 55.03% |
| THE CHASE MANHATTAN BANK 385036                 | 353,700株   | 4.44%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224      | 300,000株   | 3.77%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                       | 201,700株   | 2.53%  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A / C NON TREATY  | 159,458株   | 2.00%  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS     | 157,900株   | 1.98%  |
| 臼井健一郎                                           | 150,000株   | 1.88%  |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY                       | 101,500株   | 1.28%  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）                       | 89,200株    | 1.12%  |
| THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT | 84,372株    | 1.06%  |

（注）自己株式（315,298株）については、上記の表に記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 会社における地位    | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                            |
|-------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼CEO | 白井健一郎 | アークダイニング株式会社<br>代表取締役<br>エバーアクション株式会社<br>代表取締役社長<br>ARCLAND SERVICE (H. K. ) CO. , LIMITED<br>代表取締役社長<br>ARCLAND SERVICE KOREA CO. , LTD.<br>代表理事<br>アークランドマルハミート株式会社<br>代表取締役<br>BAN FAMILY株式会社代表取締役社長 |
| 代表取締役社長兼COO | 伊藤永   |                                                                                                                                                                                                         |
| 常務取締役       | 玉木芳春  | 管理本部長                                                                                                                                                                                                   |
| 取締役         | 中尾希和  | 建装部部长                                                                                                                                                                                                   |
| 取締役         | 岡村俊美  | アークダイニング株式会社取締役社長                                                                                                                                                                                       |
| 取締役         | 八木康行  | 学校法人成城学園常務理事                                                                                                                                                                                            |
| 常勤監査役       | 松永剛   |                                                                                                                                                                                                         |
| 監査役         | 篠原一廣  | 篠原総合法律事務所代表<br>株式会社モラルテクノロジー<br>代表取締役                                                                                                                                                                   |
| 監査役         | 花房幸範  | アカウンティングワークス株式会社<br>代表取締役                                                                                                                                                                               |

- (注) 1. 取締役八木康行氏は、社外取締役であり、当社は八木康行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役篠原一廣氏は、社外監査役であります。
3. 監査役花房幸範氏は、社外監査役であり、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は花房幸範氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                      |
|------|------------|------|------------------------------------------|
| 坂本勝司 | 平成27年3月26日 | 任期満了 | 取締役相談役<br>アークランドサカモト株式会社<br>代表取締役会長（CEO） |
| 西部保  | 平成27年3月26日 | 任期満了 | 社外取締役<br>株式会社商品企画代表取締役                   |
| 八木康行 | 平成27年3月26日 | 任期満了 | 社外監査役<br>学校法人成城学園常務理事                    |
| 布施義男 | 平成27年3月26日 | 辞任   | 社外監査役                                    |

## (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 | 支給額   |
|-----------|------|-------|
| 取 締 役     | 7名   | 63百万円 |
| (うち社外取締役) | (2)  | (1)   |
| 監 査 役     | 5    | 9     |
| (うち社外監査役) | (4)  | (2)   |
| 合 計       | 12   | 72    |
|           | (6)  | (3)   |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年10月1日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成22年3月26日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
- ・取締役八木康行氏は、学校法人成城学園の常務理事を兼職しております。当社と学校法人成城学園との間に特別な取引関係はありません。
  - ・監査役篠原一廣氏は、篠原総合法律事務所代表及び株式会社モラルテクノロジー代表取締役を兼職しております。当社と篠原総合法律事務所及び株式会社モラルテクノロジーとの間に特別な取引関係はありません。
  - ・監査役花房幸範氏は、アカウンティングワークス株式会社代表取締役を兼職しております。当社とアカウンティングワークス株式会社との間に特別な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・社外役員の取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 活 動 状 況                                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 八木康行 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち、就任後に開催された取締役会は13回、うち13回に出席し、社外取締役の立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                       |
| 監査役 篠原一廣 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち、就任後に開催された取締役会は13回、うち12回に出席し、また監査役会15回のうち、就任後に開催された監査役会は11回、うち11回に出席しております。社外監査役の立場で、取締役会において適宜意見を述べ、監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 花房幸範 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち、就任後に開催された取締役会は13回、うち12回に出席し、また監査役会15回のうち、就任後に開催された監査役会は11回、うち11回に出席しております。社外監査役の立場で、取締役会において適宜意見を述べ、監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに各社外監査役との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重要な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

P w C あらた監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 19百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額は消費税等抜きで表示しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行され、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権限は監査役会が有することとなりましたので平成27年6月9日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、総務部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により管理本部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

**⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。  
また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- 2) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。
- 3) 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
- 4) 監査役は、監査役自らまたは監査役会を通じて当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。
- 5) グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に伴い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡などを受ける。
- 6) 当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の要求があった場合には、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査役スタッフの人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

**⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
- 2) 当社は当社の取締役または使用人等が親会社及び子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査役に報告する体制を整備する。
- 3) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
- 4) 当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 5) 監査役の職務執行に必要な費用は、当社が負担する。

**⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

**⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針**

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

**⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムに関して、以下の具体的な取組みを行っております。

### ① 取締役の職務執行

社外取締役1名を含む取締役6名は、原則月1回開催（当事業年度は16回開催）される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

### ② 監査役の職務執行

社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### ③ コンプライアンス体制

当社では、「行動規範」により総務部において社内のコンプライアンス遵守体制整備状況をチェックしております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置しており、早期に問題点の対応を図るように努めております。また、運用に当たっては、情報提供者の保護を十分に配慮した「コンプライアンス・ホットライン運用規程」を定め、厳正に実施しております。

### ④ リスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」により管理本部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命しており、管理本部において潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当役員及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定しております。

### ⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月「月次会議」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当事業年度では12回開催）。また、当社が定める「関係会社規程」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告を行い、当社の取締役若しくは取締役会において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

## ⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直結の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、本社、店舗及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

## ⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、「行動規範」第24条（反社会的勢力排除の基本方針）において「経営トップが反社会的勢力との関係遮断を宣言し、一切の関係を持たない、資金提供を行わない。」と掲げております。また、対応方法などについても、反社会的勢力対応マニュアルを定め、店舗業務に携わる従業員を中心に指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部  |        | 負 債 の 部     |        |
|----------|--------|-------------|--------|
| 流動資産     | 7,972  | 流動負債        | 2,960  |
| 現金及び預金   | 4,810  | 買掛金         | 1,165  |
| 売掛金      | 1,054  | 未払費用        | 437    |
| 有価証券     | 1,500  | 未払法人税等      | 570    |
| 商品及び製品   | 217    | 株主優待引当金     | 11     |
| 原材料及び貯蔵品 | 56     | その他         | 774    |
| 繰延税金資産   | 82     | 固定負債        | 963    |
| その他      | 256    | 受入保証金       | 648    |
| 貸倒引当金    | △5     | 資産除去債務      | 254    |
| 固定資産     | 8,679  | その他         | 60     |
| 有形固定資産   | 2,536  | 負債合計        | 3,923  |
| 建物及び構築物  | 2,231  | 純資産の部       |        |
| 機械及び装置   | 199    | 株主資本        | 12,622 |
| その他      | 105    | 資本金         | 1,932  |
| 無形固定資産   | 332    | 資本剰余金       | 1,884  |
| のれん      | 325    | 利益剰余金       | 8,885  |
| その他      | 7      | 自己株式        | △79    |
| 投資その他の資産 | 5,809  | その他の包括利益累計額 | △20    |
| 投資有価証券   | 3,827  | 為替換算調整勘定    | △20    |
| 繰延税金資産   | 65     | 少数株主持分      | 125    |
| 敷金及び保証金  | 1,144  | 純資産合計       | 12,727 |
| 建設協力金    | 638    | 負債純資産合計     | 16,651 |
| その他      | 133    |             |        |
| 資産合計     | 16,651 |             |        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目            | 金 額   | 額      |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 20,942 |
| 売上原価           |       | 9,859  |
| 売上総利益          |       | 11,082 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 8,159  |
| 営業利益           |       | 2,923  |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取利息           | 38    |        |
| リベート収入         | 12    |        |
| 協賛金収入          | 16    |        |
| 為替差益           | 0     |        |
| 雑収入            | 11    | 80     |
| 営業外費用          |       |        |
| 持分法による投資損失     | 12    |        |
| 雑損失            | 5     | 18     |
| 経常利益           |       | 2,985  |
| 特別利益           |       |        |
| 固定資産受贈益        | 6     |        |
| 店舗譲渡益          | 41    |        |
| その他            | 1     | 49     |
| 特別損失           |       |        |
| 固定資産除却損        | 45    |        |
| 店舗閉鎖損失         | 96    |        |
| 減損損失           | 23    |        |
| その他            | 11    | 176    |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 2,858  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,032 |        |
| 法人税等調整額        | 2     | 1,035  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 1,822  |
| 少数株主利益         |       | 29     |
| 当期純利益          |       | 1,792  |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

|                             | 株 主 資 本 |       |       |         |        |
|-----------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                   | 1,932   | 1,884 | 7,331 | △79     | 11,069 |
| 当 期 変 動 額                   |         |       |       |         |        |
| 剰余金の配当                      |         |       | △238  |         | △238   |
| 当期純利益                       |         |       | 1,792 |         | 1,792  |
| 自己株式の取得                     |         |       |       | △0      | △0     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |         |       |       |         |        |
| 当期変動額合計                     | －       | －     | 1,554 | △0      | 1,553  |
| 当 期 末 残 高                   | 1,932   | 1,884 | 8,885 | △79     | 12,622 |

|                             | その他の包括利益累計額     |               | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|---------------|--------|-----------|
|                             | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | その他の包括利益累計額合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高                   | △3              | △3            | 45     | 11,110    |
| 当 期 変 動 額                   |                 |               |        |           |
| 剰余金の配当                      |                 |               |        | △238      |
| 当期純利益                       |                 |               |        | 1,792     |
| 自己株式の取得                     |                 |               |        | △0        |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | △16             | △16           | 80     | 63        |
| 当期変動額合計                     | △16             | △16           | 80     | 1,617     |
| 当 期 末 残 高                   | △20             | △20           | 125    | 12,727    |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

6社

連結子会社の名称

アークダイニング株式会社

エバーアクション株式会社

BAN FAMILY株式会社

アークランドマルハミート株式会社

ARCLAND SERVICE (H. K. ) CO. , LIMITED

ARCLAND SERVICE KOREA CO. , LTD.

上記のうち、エバーアクション株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。BAN FAMILY株式会社については、当連結会計年度において新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用関連会社の数

1社

持分法適用関連会社の名称

サト・アークランドフードサービス株式会社

##### ③ 持分法を適用していない関連会社

持分法を適用していない関連会社 (Hikari Arcland Food Service Limited、台湾吉豚屋餐飲股份有限公司) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

(ロ) 関係会社株式

総平均法による原価法

###### ロ たな卸資産

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~34年

その他の固定資産 5~15年

- ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。  
 定額法を採用しております。
- ハ 長期前払費用
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ロ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ハ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,821百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 8,274,000株    | 一株           | 一株           | 8,274,000株   |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 315,220株      | 78株          | 一株           | 315,298株     |

(注) 普通株式の自己株式の増加78株は、単元未満株式の買取による増加であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

イ 平成27年3月26日開催の第22回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 119百万円
- ・ 1株当たり配当金額 15円
- ・ 基準日 平成26年12月31日
- ・ 効力発生日 平成27年3月27日

ロ 平成27年7月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 119百万円
- ・ 1株当たり配当金額 15円
- ・ 基準日 平成27年6月30日
- ・ 効力発生日 平成27年9月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成28年3月25日開催の第23回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 198百万円
- ・ 1株当たり配当金額 25円
- ・ 基準日 平成27年12月31日
- ・ 効力発生日 平成28年3月28日

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等や安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主として銀行借入により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

建設協力金について契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価      | 差 額  |
|-------------------------------|----------------|----------|------|
| (1) 現金及び預金                    | 4,810百万円       | 4,810百万円 | －百万円 |
| (2) 売掛金                       | 1,054          | 1,054    | －    |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | 5,000          | 4,975    | △24  |
| (4) 建設協力金                     | 638            | 647      | 8    |
| 資産計                           | 11,503         | 11,487   | △16  |
| (1) 買掛金                       | 1,165          | 1,165    | －    |
| (2) 未払法人税等                    | 570            | 570      | －    |
| 負債計                           | 1,736          | 1,736    | －    |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価について、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

|                           | 種類    | 連結貸借<br>対照表計上額 | 時価    | 差額   |
|---------------------------|-------|----------------|-------|------|
| 時価が連結貸借対照表の<br>計上額を超えるもの  | 外国公社債 | －百万円           | －百万円  | －百万円 |
|                           | 小計    | －              | －     | －    |
| 時価が連結貸借対照表の<br>計上額を超えないもの | 外国公社債 | 5,000          | 4,975 | △24  |
|                           | 小計    | 5,000          | 4,975 | △24  |
| 合計                        |       | 5,000          | 4,975 | △24  |

(4) 建設協力金

時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---------|-----------------|
| 非上場株式   | 327             |
| 敷金及び保証金 | 1,144           |
| 受入保証金   | 648             |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 791円72銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 112円64銭

(注) 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 6. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 株式分割

当社は、平成27年12月15日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

#### ① 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### ② 株式分割の概要

##### イ 分割の方法

平成27年12月31日（木曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成27年12月30日（水曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

##### ロ 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 8,274,000株  |
| 今回の分割により増加する株式数 | 8,274,000株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 16,548,000株 |
| 株式分割前の発行可能株式総数  | 24,600,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 49,200,000株 |

#### ③ 株式分割の日程

|        |                  |
|--------|------------------|
| 基準日公告日 | 平成27年12月16日（水曜日） |
| 基準日    | 平成27年12月31日（木曜日） |
| 効力発生日  | 平成28年1月1日（金曜日）   |

#### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響は、「5. 1株当たり情報に関する注記」に記載の通りであります。

(2) 会社分割による持株会社制への移行及び商号変更

① 会社分割による持株会社制への移行

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、平成28年7月1日を効力発生日として、当社の国内における「かつや事業部門」及びイタリアンカフェ「チェントペルチェント」を運営しております「レストラン事業部門」をそれぞれ会社分割により分社化し、事業を承継することを決議いたしました。また、本会社分割に伴い、本件新設分割の効力発生日付で当社の商号を「アークランドサービスホールディングス株式会社」に変更する予定でありますので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

本件「商号変更の件」及び「かつや事業部門」の「新設分割計画承認の件」並びに「定款一部変更の件」の効力発生につきましては、平成28年3月25日開催予定の第23回定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となります。

会社分割の当事会社の概要

| 項目            | 分割会社<br>(平成27年12月31日現在)                                         | 新設会社<br>(平成28年7月1日設立予定)           | 新設会社<br>(平成28年7月1日設立予定)           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 名称        | アークランドサービス株式会社<br>(平成28年7月1日付で、「アークランドサービスホールディングス株式会社」に商号変更予定) | 株式会社かつや                           | フィールドテーブル株式会社                     |
| (2) 所在地       | 千代田区神田駿河台四丁目3番地<br>新お茶の水ビルディング14階                               | 千代田区神田駿河台四丁目3番地<br>新お茶の水ビルディング14階 | 千代田区神田駿河台四丁目3番地<br>新お茶の水ビルディング14階 |
| (3) 代表者       | 代表取締役会長 臼井 健一郎                                                  | 代表取締役社長 伊藤 永                      | 代表取締役会長兼社長<br>臼井 健一郎              |
| (4) 事業内容      | 飲食店の経営及びF C本部の運営<br>を営む子会社の経営管理、並びに<br>これに付帯又は関連する事業            | 飲食店の経営及びF C本部の運営                  | 飲食店の経営                            |
| (5) 資本金       | 1,932百万円                                                        | 80百万円                             | 10百万円                             |
| (6) 設立年月日     | 平成5年3月2日                                                        | 平成28年7月1日(予定)                     | 平成28年7月1日(予定)                     |
| (7) 発行済株式数    | 16,548,000株                                                     | 1,600株                            | 200株                              |
| (8) 決算期       | 12月31日                                                          | 12月31日                            | 12月31日                            |
| (9) 大株主及び持株比率 | アークランドサカモト株式会社<br>52.94%                                        | アークランドサービスホールディングス株式会社 100%       | アークランドサービスホールディングス株式会社 100%       |

② 商号変更

イ 変更理由

当社は、持株会社制へ移行することに伴い、商号を変更いたします。

| 現商号                                                 | 新商号                                                                  |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| アークランドサービス株式会社<br>(英語表記: ARCLAND SERVICE CO., LTD.) | アークランドサービスホールディングス株式会社<br>(英語表記: ARCLAND SERVICE HOLDINGS CO., LTD.) |

ロ 変更予定日

平成28年7月1日

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |        | 負 債 の 部         |        |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 流 動 資 産         | 8,213  | 流 動 負 債         | 2,584  |
| 現金及び預金          | 4,375  | 買 掛 金           | 1,088  |
| 売 掛 金           | 962    | 未 払 金           | 306    |
| 有 価 証 券         | 1,500  | 設 備 関 係 未 払 金   | 86     |
| 商 品             | 189    | 未 払 費 用         | 369    |
| 原材料及び貯蔵品        | 25     | 未 払 法 人 税 等     | 523    |
| 前 払 費 用         | 172    | 前 受 金           | 69     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 78     | 預 り 金           | 100    |
| 未 収 入 金         | 24     | 前 受 収 益         | 26     |
| 関係会社短期貸付金       | 848    | 株 主 優 待 引 当 金   | 11     |
| そ の 他           | 39     | そ の 他           | 1      |
| 貸 倒 引 当 金       | △4     | 固 定 負 債         | 875    |
| 固 定 資 産         | 7,982  | 受 入 保 証 金       | 648    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,034  | 資 産 除 去 債 務     | 226    |
| 建 物             | 1,668  | そ の 他           | 0      |
| 構 築 物           | 194    | 負 債 合 計         | 3,460  |
| 機 械 及 び 装 置     | 151    | 純 資 産 の 部       |        |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 19     | 株 主 資 本         | 12,736 |
| 建 設 仮 勘 定       | 0      | 資 本 金           | 1,932  |
| 無 形 固 定 資 産     | 7      | 資 本 剰 余 金       | 1,884  |
| 商 標 権           | 6      | 資 本 準 備 金       | 1,884  |
| そ の 他           | 1      | 利 益 剰 余 金       | 8,998  |
| 投 資 其 他 の 資 産   | 5,939  | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 8,998  |
| 投 資 有 価 証 券     | 3,500  | 別 途 積 立 金       | 6,100  |
| 関 係 会 社 株 式     | 775    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 2,898  |
| 長 期 前 払 費 用     | 62     | 自 己 株 式         | △79    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 55     | 純 資 産 合 計       | 12,736 |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 923    | 負 債 純 資 産 合 計   | 16,196 |
| 建 設 協 力 金       | 623    |                 |        |
| 出 資 金           | 0      |                 |        |
| 資 産 合 計         | 16,196 |                 |        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額 | 金 額    |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 19,837 |
| 売 上 原 価               |     | 9,614  |
| 売 上 総 利 益             |     | 10,222 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 7,444  |
| 営 業 利 益               |     | 2,778  |
| 営 業 外 収 益             |     |        |
| 受 取 利 息               | 39  |        |
| リ ベ ー ト 収 入           | 12  |        |
| 協 賛 金 収 入             | 16  |        |
| 受 取 手 数 料             | 17  |        |
| 雑 収 入                 | 11  | 97     |
| 営 業 外 費 用             |     |        |
| 雑 損 失                 | 4   | 4      |
| 経 常 利 益               |     | 2,871  |
| 特 別 利 益               |     |        |
| 固 定 資 産 受 贈 益         | 6   |        |
| 店 舗 譲 渡 益             | 41  |        |
| そ の 他                 | 1   | 49     |
| 特 別 損 失               |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 45  |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 67  |        |
| 減 損 損 失               | 23  |        |
| そ の 他                 | 1   | 137    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 2,783  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 974 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 12  | 987    |
| 当 期 純 利 益             |     | 1,796  |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

|               | 株 主 資 本 |           |             |                 |             |           |
|---------------|---------|-----------|-------------|-----------------|-------------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金       |             |           |
|               |         | 資 準 備 本 金 | 資 剰 余 本 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 剰 余 益 金 計 | 繰 越 利 益 金 |
|               |         |           |             | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 金   |           |
| 当 期 首 残 高     | 1,932   | 1,884     | 1,884       | 5,100           | 2,341       | 7,441     |
| 当 期 変 動 額     |         |           |             |                 |             |           |
| 別途積立金の積立      |         |           |             | 1,000           | △1,000      | —         |
| 剰余金の配当        |         |           |             |                 | △238        | △238      |
| 当 期 純 利 益     |         |           |             |                 | 1,796       | 1,796     |
| 自己株式の取得       |         |           |             |                 |             |           |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —       | —         | —           | 1,000           | 557         | 1,557     |
| 当 期 末 残 高     | 1,932   | 1,884     | 1,884       | 6,100           | 2,898       | 8,998     |

|               | 株 主 資 本 |             | 純 資 産 合 計 |
|---------------|---------|-------------|-----------|
|               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高     | △79     | 11,178      | 11,178    |
| 当 期 変 動 額     |         |             |           |
| 別途積立金の積立      |         |             | —         |
| 剰余金の配当        |         |             | △238      |
| 当 期 純 利 益     |         |             | 1,796     |
| 自己株式の取得       | △0      | △0          | △0        |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △0      | 1,557       | 1,557     |
| 当 期 末 残 高     | △79     | 12,736      | 12,736    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

##### ② たな卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

その他の固定資産 5～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

定額法を採用しております。

##### ③ 長期前払費用

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,724百万円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

##### ① 短期金銭債権

992百万円

##### ② 長期金銭債権

17百万円

##### ③ 短期金銭債務

321百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

#### ① 営業取引による取引高

売上高

848百万円

仕入高

2,243百万円

販売費及び一般管理費

26百万円

#### ② 営業取引以外の取引高

18百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 315,220株    | 78株        | 一株         | 315,298株   |

(注) 普通株式の自己株式の増加78株は、単元未満株式の買取による増加であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|        |       |
|--------|-------|
| 未払事業税  | 42百万円 |
| 店舗閉鎖損失 | 3百万円  |
| 資産除去債務 | 96百万円 |
| 前受金    | 22百万円 |
| その他    | 32百万円 |

繰延税金資産計 197百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用 △63百万円

繰延税金負債計 △63百万円

差引：繰延税金資産の純額 134百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 78百万円

固定資産－繰延税金資産 55百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.1%、平成29年1月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

#### 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                               | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係      | 取引の内容      | 取引金額(百万円) | 科目        | 期末残高(百万円) |
|-----|--------------------------------------|-------------------|----------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社 | エバーアクション(株)                          | 所有 76.9           | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付      | 500       | 関係会社短期貸付金 | 500       |
| 子会社 | アークランドマルハマイト(株)                      | 所有 51.0           | 食材の仕入<br>役員の兼任 | 食材の仕入      | 2,204     | 買掛金       | 240       |
| 子会社 | ARCLAND SERVICE (H. K.) CO., LIMITED | 所有 100.0          | 業務代行<br>役員の兼任  | 業務代行手数料の受取 | 11        | 未収入金      | 0         |
| 子会社 | ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.      | 所有 100.0          | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付      | 270       | 関係会社短期貸付金 | 270       |

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 食材の仕入については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

業務代行に係る費用を合理的に算出し決定しております。

貸付条件については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 800円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 112円87銭 |

(注) 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 株式分割

当社は、平成27年12月15日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

#### ① 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### ② 株式分割の概要

##### イ 分割の方法

平成27年12月31日（木曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成27年12月30日（水曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

##### ロ 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 8,274,000株  |
| 今回の分割により増加する株式数 | 8,274,000株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 16,548,000株 |
| 株式分割前の発行可能株式総数  | 24,600,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 49,200,000株 |

#### ③ 株式分割の日程

|        |                  |
|--------|------------------|
| 基準日公告日 | 平成27年12月16日（水曜日） |
| 基準日    | 平成27年12月31日（木曜日） |
| 効力発生日  | 平成28年1月1日（金曜日）   |

#### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響は、「7. 1株当たり情報に関する注記」に記載の通りであります。

(2) 会社分割による持株会社制への移行及び商号変更

① 会社分割による持株会社制への移行

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、平成28年7月1日を効力発生日として、当社の国内における「かつや事業部門」及びイタリアンカフェ「チェントペルチェント」を運営しております「レストラン事業部門」をそれぞれ会社分割により分社化し、事業を承継することを決議いたしました。また、本会社分割に伴い、本件新設分割の効力発生日付で当社の商号を「アークランドサービスホールディングス株式会社」に変更する予定でありますので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

本件「商号変更の件」及び「かつや事業部門」の「新設分割計画承認の件」並びに「定款一部変更の件」の効力発生につきましては、平成28年3月25日開催予定の第23回定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となります。

会社分割の当事会社の概要

| 項目            | 分割会社<br>(平成27年12月31日現在)                                         | 新設会社<br>(平成28年7月1日設立予定)           | 新設会社<br>(平成28年7月1日設立予定)           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 名称        | アークランドサービス株式会社<br>(平成28年7月1日付で、「アークランドサービスホールディングス株式会社」に商号変更予定) | 株式会社かつや                           | フィールドテーブル株式会社                     |
| (2) 所在地       | 千代田区神田駿河台四丁目3番地<br>新お茶の水ビルディング14階                               | 千代田区神田駿河台四丁目3番地<br>新お茶の水ビルディング14階 | 千代田区神田駿河台四丁目3番地<br>新お茶の水ビルディング14階 |
| (3) 代表者       | 代表取締役会長 臼井 健一郎                                                  | 代表取締役社長 伊藤 永                      | 代表取締役会長兼社長<br>臼井 健一郎              |
| (4) 事業内容      | 飲食店の経営及びF C本部の運営<br>を営む子会社の経営管理、並びに<br>これに付帯又は関連する事業            | 飲食店の経営及びF C本部の運営                  | 飲食店の経営                            |
| (5) 資本金       | 1,932百万円                                                        | 80百万円                             | 10百万円                             |
| (6) 設立年月日     | 平成5年3月2日                                                        | 平成28年7月1日(予定)                     | 平成28年7月1日(予定)                     |
| (7) 発行済株式数    | 16,548,000株                                                     | 1,600株                            | 200株                              |
| (8) 決算期       | 12月31日                                                          | 12月31日                            | 12月31日                            |
| (9) 大株主及び持株比率 | アークランドサカモト株式会社<br>52.94%                                        | アークランドサービスホールディングス株式会社 100%       | アークランドサービスホールディングス株式会社 100%       |

② 商号変更

イ 変更理由

当社は、持株会社制へ移行することに伴い、商号を変更いたします。

| 現商号                                                 | 新商号                                                                  |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| アークランドサービス株式会社<br>(英語表記: ARCLAND SERVICE CO., LTD.) | アークランドサービスホールディングス株式会社<br>(英語表記: ARCLAND SERVICE HOLDINGS CO., LTD.) |

ロ 変更予定日

平成28年7月1日

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

アークランドサービス株式会社  
取締役会 御中

### PwCあらた監査法人

|        |       |      |   |
|--------|-------|------|---|
| 指定社員   | 公認会計士 | 萩森正彦 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |      |   |
| 指定社員   | 公認会計士 | 中村明彦 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |      |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アークランドサービス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アークランドサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年2月10日開催の取締役会において、平成28年7月1日をもって持株会社体制に移行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

アークランドサービス株式会社

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

|        |       |      |   |
|--------|-------|------|---|
| 指定社員   | 公認会計士 | 萩森正彦 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |      |   |
| 指定社員   | 公認会計士 | 中村明彦 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |      |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アークランドサービス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年2月10日開催の取締役会において、平成28年7月1日をもって持株会社体制に移行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月23日

アークランドサービス株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 松 | 永 | 剛 | Ⓔ |   |
| 社外監査役 | 篠 | 原 | 一 | 廣 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 花 | 房 | 幸 | 範 | Ⓔ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、配当政策の基本的な考え方として、利益配分については経営基盤の強化のため将来の事業展開に備え内部留保に留意し、安定した配当を行うことを基本方針としております。

第23期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、通期業績及び財務状況等、並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり10円増配の25円とさせていただきますと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は198,967,550円となります。

なお、中間配当として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業体質の強化及び今後の新規出店に備え、事業活動の充実・拡充を図るための有効投資に備えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件（1）

### 1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社といたしましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 上記法律の施行に伴い、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条第2項（取締役の責任免除、変更後の定款第30条第2項）の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③ インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考資料等をインターネットに開示することにより、株主の皆様を提供したものとみなすことができるようにするための規定の変更後の定款第15条に新設するものであります。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>（新設）</p> | <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> |
| 第15条～第17条 （条文省略）                                                                                                                                   | 第16条～第18条 （現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="280 257 679 293">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="197 389 277 425">(員数)</p> <p data-bbox="180 434 735 470">第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p data-bbox="197 656 336 692">(選任方法)</p> <p data-bbox="180 701 780 779">第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="237 833 782 1088">② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。<br/>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="197 1144 277 1180">(任期)</p> <p data-bbox="180 1189 782 1355">第20条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="237 1408 782 1534">② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p data-bbox="809 257 1414 336">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p data-bbox="825 389 904 425">(員数)</p> <p data-bbox="809 434 1414 515">第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。</p> <p data-bbox="865 524 1414 602">② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="825 656 963 692">(選任方法)</p> <p data-bbox="809 701 1414 826">第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="865 833 1414 1088">② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。<br/>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="825 1144 904 1180">(任期)</p> <p data-bbox="809 1189 1414 1400">第21条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="865 1408 1414 1574">② 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="865 1583 1414 1798">③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="865 1807 1414 1973">④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 当社の取締役に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p>                                                                                   | <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第28条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                                                                                                      | <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に</u>、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(員数)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p>                                                                                                                                                                                                                              | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(選任方法)</p> <p><u>第29条</u> 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>③ <u>監査役を選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                       | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u><br/> 第30条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                                       | (削除)  |
| <p><u>(任期)</u><br/> 第31条 <u>当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                          | (削除)  |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第32条 <u>当会社の監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                         | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第33条 <u>当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議)</u><br/> 第34条 <u>当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                         | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第35条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                                                                                                                       | (削除)                                                     |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                                                                                                                                              | (削除)                                                     |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | (削除)                                                     |
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p>             |
| <p>第38条～第39条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                            | <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>                                 |
| <p>(報酬等)<br/> 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                                                                             | <p>(報酬等)<br/> 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">第6章 計算</p>                |
| <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                            | <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>                                 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>第23回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条（監査役の責任免除）第2項の定めるところによる。</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役（6名）は全員、本定時株  
主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委  
員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じ  
るものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 白 井 健 一 郎<br>(昭和48年2月4日生) | 平成12年9月 当社入社<br>平成16年7月 当社第2営業部統括マネジャー<br>平成16年11月 当社営業本部長<br>平成17年7月 当社常務取締役営業本部長<br>平成18年1月 当社代表取締役社長<br>平成23年10月 アークダイニング株式会社<br>代表取締役（現任）<br>平成24年5月 ARCLAND SERVICE(H.K.) CO., LIMITED<br>代表取締役社長（現任）<br>平成25年11月 ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.<br>代表理事（現任）<br>平成26年10月 アークランドマルハミート株式会社<br>代表取締役社長<br>平成27年1月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）<br>アークランドマルハミート株式会社<br>代表取締役（現任）<br>平成27年9月 エバーアクション株式会社<br>代表取締役社長（現任）<br>平成27年12月 BAN FAMILY株式会社<br>代表取締役社長（現任） | 150,000株       |
| 2         | 伊 藤 永<br>(昭和50年10月23日生)   | 平成11年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社<br>平成14年3月 当社取締役FC部マネジャー<br>平成15年6月 当社取締役FC部統括マネジャー<br>平成17年7月 当社取締役かつや事業部統括マネジャー<br>平成18年4月 当社取締役営業本部長<br>平成19年2月 当社取締役営業本部長兼第1営業部<br>統括マネジャー<br>平成19年10月 当社取締役FC部統括マネジャー<br>平成23年6月 当社取締役SV部統括マネジャー<br>平成24年1月 当社取締役SV部部长<br>平成25年1月 当社常務取締役開発本部長<br>平成25年7月 当社常務取締役営業本部長<br>平成27年1月 当社代表取締役社長兼COO（現任）                                                                                                                          | 42,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | たま き よし はる<br>玉 木 芳 春<br>(昭和34年5月18日生) | 平成8年2月 アークランドサカモト株式会社入社<br>平成15年2月 当社入社<br>平成15年9月 当社管理部統括マネジャー<br>平成15年10月 当社取締役管理部統括マネジャー<br>平成17年7月 当社取締役管理本部長兼総務部統括マネジャー<br>平成18年1月 当社常務取締役管理本部長兼総務部統括マネジャー<br>平成24年1月 当社常務取締役管理本部長兼総務部部长<br>平成25年1月 当社常務取締役管理本部長(現任)                                                                                      | 20,000株    |
| 4     | なか お よし かず<br>中 尾 希 和<br>(昭和31年1月15日生) | 昭和57年4月 株式会社レストラン西武(現西洋フード・コンパスグループ株式会社)入社<br>平成12年10月 当社入社<br>平成15年6月 当社開発部統括マネジャー<br>平成16年1月 当社取締役建装部統括マネジャー<br>平成17年1月 当社取締役店舗開発部統括マネジャー<br>平成20年1月 当社取締役建装部統括マネジャー<br>平成24年1月 当社取締役建装部部长(現任)                                                                                                               | 21,000株    |
| 5     | おか むら とし み<br>岡 村 俊 美<br>(昭和36年6月6日生)  | 昭和61年6月 株式会社坂本産業(現アークランドサカモト株式会社)入社<br>平成5年3月 当社入社<br>平成19年1月 当社商品部統括マネジャー<br>平成20年1月 当社執行役員商品部統括マネジャー<br>平成22年1月 当社執行役員第3営業部統括マネジャー<br>平成22年3月 当社取締役第3営業部統括マネジャー<br>平成22年8月 当社取締役第4営業部統括マネジャー<br>平成23年6月 当社取締役第3営業部統括マネジャー<br>平成24年1月 当社取締役第3営業部部长<br>平成24年7月 当社取締役(現任)<br>平成24年11月 アークダイニング株式会社<br>取締役社長(現任) | 15,000株    |

- (注) 1. 各取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、平成27年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

**第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員であ  
る取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じ  
るものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | まつなが つよし<br>松 永 剛<br>(昭和32年4月21日生)       | 昭和57年4月 プロミス株式会社（現SMBCコンシュー<br>マーファイナンス株式会社）入社<br>平成10年4月 同社経理部課長<br>平成15年10月 同社財務部主幹<br>平成16年7月 当社入社<br>管理部経理担当統括マネジャー<br>平成17年7月 当社経理部統括マネジャー<br>平成20年3月 当社常勤監査役（現任）                                               | 9,000株         |
| 2         | やぎ やす ゆき<br>八 木 康 行<br>(昭和26年1月19日生)     | 昭和49年4月 日本マクドナルド株式会社（現日本マ<br>クドナルドホールディングス株式会<br>社）入社<br>平成14年3月 同社代表取締役社長兼COO<br>平成16年9月 株式会社リンガーハット顧問<br>平成17年5月 同社代表取締役社長<br>平成22年9月 学校法人成城学園参与<br>平成23年3月 当社監査役<br>平成23年4月 学校法人成城学園常務理事（現任）<br>平成27年3月 当社取締役（現任） | 3,000株         |
| 3         | しの はら かず ひろ<br>篠 原 一 廣<br>(昭和49年10月14日生) | 平成12年10月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>青木莊太郎法律事務所入所<br>平成15年7月 菅谷・西中法律事務所入所<br>平成20年11月 篠原総合法律事務所開設 代表<br>（現任）<br>平成26年7月 株式会社モラルテクノロジー<br>代表取締役（現任）<br>平成27年3月 当社監査役（現任）                                                         | —              |
| 4         | はな ふさ ゆき のり<br>花 房 幸 範<br>(昭和50年5月10日生)  | 平成10年4月 青山監査法人入所<br>平成13年7月 公認会計士登録<br>平成21年8月 アカウンティングワークス株式会社設立<br>代表取締役（現任）<br>平成24年6月 株式会社 Rond・スポーツ取締役<br>（現任）<br>平成27年3月 当社監査役（現任）<br>平成27年6月 株式会社AOI Pro. 監査役（現任）                                             | —              |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、平成27年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 八木康行氏、篠原一廣氏及び花房幸範氏は、社外取締役候補者であります。
4. 八木康行氏は、飲食業界の知識・経験だけでなく、企業経営者としての豊かな経験を活かし、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の社外取締役ですが、本定時株主総会の終結の時をもってその在任期間は1年となります。
- 篠原一廣氏は、弁護士として培われた高い職業的倫理観、専門的知識、経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 花房幸範氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しておられ、また会社役員に就任し企業経営者としての経験もあることから、その知見により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより、社外取締役候補者である八木康行氏、篠原一廣氏及び花房幸範氏が原案どおり選任された場合には、当社との間で、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 当社は、社外取締役候補者八木康行氏及び花房幸範氏が社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、両氏を届け出る予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
当社は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正法第361条第  
1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の  
事情も考慮して、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定  
めることとさせていただきたく存じます。

また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議  
によるものとしたいたしと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款  
一部変更の件（1）」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
5名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
は5名となる予定であります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じ  
るものとしたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361  
条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経  
済情勢等諸般の事情も考慮して、年額15百万円以内と定めることとさせていただ  
きたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、  
監査等委員である取締役の協議によるものとしたいたしと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件（1）」及び第4号議案「監査等委員である取  
締役4名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は4名となる  
予定であります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じ  
るものとしたします。

## 第7号議案 新設分割計画承認の件

### 1. 新設分割を行う理由

当社及び当社グループは、各事業の経営責任を明確にし、意思決定を迅速化すること、また、当社の企業理念でもあります少数精鋭の企業グループを実現し、グループ価値の最大化を図るためには、当社グループの経営のあり方として持株会社制が最適であるとの判断に至りました。

当社は、これらを推進するため、平成28年7月1日（予定）をもって、当社の国内における「かつや事業部門」を新たに設立する株式会社かつやに、イタリアンカフェ「チェントペルチェント」を運営しております「レストラン事業部門」を新たに設立するフィルドテーブル株式会社に、それぞれ承継させる新設分割を行うものであります。

株主の皆様におかれましては、このたびの持株会社制への移行の趣旨にご賛同いただき、「株式会社かつや」（以下「本件新設分割設立会社」といいます。）の新設分割に係る新設分割計画につきご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、「フィルドテーブル株式会社」に係る新設分割につきましては、会社法第805条の規定に基づき当社の株主総会の承認を得ることなく行います。

### 2. 新設分割計画書の内容の概要

本件新設分割設立会社の新設分割計画書

#### 新設分割計画書（写）

アークランドサービス株式会社（以下「甲」という。平成28年7月1日をもって商号を「アークランドサービスホールディングス株式会社」に変更予定）は、新たに設立する株式会社かつや（以下「乙」という。）に対し、甲の営む国内における「かつや事業部門」（以下「本対象事業」と総称する。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

#### （乙の定款記載事項）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1定款のとおりとする。

#### （株式の割当て）

第2条 乙は、本新設分割に際して普通株式1,600株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

(乙の資本金等の額)

第3条 乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |               |                                                 |             |
|---------------|-------------------------------------------------|-------------|
| 1. 資本金の額      | 金                                               | 80,000,000円 |
| 2. 資本準備金の額    | 金                                               | 0円          |
| 3. その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等<br>変動額から前二号に定める合計額を控除した額 |             |
| 4. 利益剰余金の額    | 金                                               | 0円          |

(設立時役員)

第4条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役  
臼井 健一郎、伊藤 永、玉木 芳春
2. 設立時監査役  
松永 剛

(分割期日)

第5条 分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）は、平成28年7月1日とする。ただし、新設分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

(承継する権利義務)

第6条 甲は、第5条に規定する分割期日において、本対象事業に係る別紙2記載の資産、債務、雇用契約等の契約上の地位その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、乙が承継する資産及び債務は、平成27年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎として、分割期日までの増減を加除した上で確定することとし、債務の承継は、併存的債務引受の方法によるものとする。

(分割会社の資本金の額及び準備金の額)

第7条 甲の資本金の額及び準備金につき、減少する額はない。

(本計画の承認)

第8条 甲は、分割期日の前日までに、株主総会における本計画の承認を得るものとする。

(競業避止義務)

第9条 甲は、本新設分割の効力発生後においても、乙に対して、本対象事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

(本計画の変更等)

第10条 甲は、本計画作成後、分割期日までの間に天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

(その他の事項)

第11条 本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項については、本計画の趣旨に従い甲がこれを決定する。

平成28年2月10日

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地  
アークランドサービス株式会社  
代表取締役会長兼CEO 白井 健一郎 ⑩

別紙1

株式会社かつや定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社かつやと称し、英文でKATSUYA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. レストラン、ファースト・フード店、飲食店の経営
2. 弁当、惣菜等調理食品の製造および販売
3. フランチャイズチェーンシステムによるレストラン、ファースト・フード店、飲食店の加盟店の募集および加盟店の経営指導
4. レストラン、ファースト・フード店、飲食店用の食材の加工および販売
5. 飲食店経営のコンサルタント業務
6. 店舗用設備、什器、備品の賃貸、売買および輸出入（古物含む）
7. 店舗の企画・設計・施工・管理
8. 不動産の売買・仲介・賃貸および管理
9. 食料品、調味料、清涼飲料水等飲料、酒類の輸入および販売
10. 煙草・米穀類および日用品雑貨の販売
11. 贈答品カタログ通信販売
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行なう。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は6,400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項または記録の請求)

第10条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他一般承継人と株式の取得者が署名または記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録および信託財産表示請求)

第11条 当社の株式につき質権の登録、変更もしくは抹消、または信託財産の表示もしくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

#### (基準日)

第14条 当会社は毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

#### (招集権者および議長)

第15条 当会社は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第19条 当社の取締役は3名以上とする。

### (選任方法)

第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (招集権者および議長)

第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

### (招集通知)

第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 監査役

(員数)

第28条 当社の監査役は1名以上とする。

(選任方法)

第29条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第30条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年1月1日より同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第34条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成28年12月31日までとする。

以上、アークランドサービス株式会社の事業のうち、国内における「かつや事業部門」に関して有する権利義務を分割して当会社を設立するにつき、新設分割計画の一部として、この定款を作成する。

平成28年7月1日

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地  
新お茶の水ビルディング14階  
株式会社かつや  
代表取締役 伊藤 永 ㊞

## 別紙2

### 承継対象権利義務等明細表

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

本対象事業に係る現金及び預金、商品、原材料、前払費用、繰延税金資産、その他流動資産

##### (2) 固定資産

本対象事業に係る建物、構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、関連会社株式、敷金、保証金、建設協力金、長期前払費用、繰延税金資産、その他固定資産

#### 2. 承継する債務

##### (1) 流動負債

本対象事業に係る前受金、その他流動負債

##### (2) 固定負債

本対象事業に係る長期預り保証金、資産除去債務、その他固定負債

#### 3. 承継する契約関係（後記4の雇用契約を除く。）

本対象事業に関する売買契約、業務委託契約、フランチャイズ契約、賃貸借契約、リース契約その他の本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

#### 4. 承継する雇用契約

本対象事業に主として従事する従業員との雇用契約

#### 5. 許認可等

法令上承継可能な本件事業に属する免許、許可、承認、登録、届出等

## 第8号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 変更の理由

当社は、第7号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載のとおり、平成28年7月1日（予定）をもって、国内における「かつや事業部門」及びイタリアンカフェを運営しております「レストラン事業部門」を新設分割の方法により、新たに設立する当社100%子会社2社にそれぞれ承継させ、これまでの事業会社から持株会社（同日付で「アークランドサービスホールディングス株式会社」へ商号変更予定）へ経営組織を変更いたします。

これに伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものでありますが、この変更については、第7号議案「新設分割計画承認の件」が承認されることを条件とし、かつ、本件新設分割の効力発生日をもって生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                               | 変 更 案                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                               | 第1章 総 則                                                                                            |
| (商号)<br>第1条 当社は、アークランドサービス株式会社と称し、英文でARCLAND SERVICE CO., LTD. と表示する。 | (商号)<br>第1条 当社は、アークランドサービスホールディングス株式会社と称し、英文でARCLAND SERVICE <u>HOLDINGS</u> CO., LTD. と表示する。      |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                      | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配し管理すること</u> を目的とする。 |
| 1. レストラン、ファースト・フード店、飲食店の経営                                            | 1. レストラン、ファースト・フード店、飲食店の経営                                                                         |
| 2. 弁当、惣菜等調理食品の製造および販売                                                 | 2. 弁当、惣菜等調理食品の製造および販売                                                                              |
| 3. フランチャイズチェーンシステムによるレストラン、ファースト・フード店、飲食店の加盟店の募集および加盟店の経営指導           | 3. フランチャイズチェーンシステムによるレストラン、ファースト・フード店、飲食店の加盟店の募集および加盟店の経営指導                                        |
| 4. レストラン、ファースト・フード店、飲食店用の食材の加工および販売                                   | 4. レストラン、ファースト・フード店、飲食店用の食材の加工および販売                                                                |
| 5. 飲食店経営のコンサルタント業務                                                    | 5. 飲食店経営のコンサルタント業務                                                                                 |

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 6. 店舗用設備、什器、備品の賃貸、売買および輸出入（古物含む） | 6. 店舗用設備、什器、備品の賃貸、売買および輸出入（古物含む）           |
| 7. 店舗の企画・設計・施工・管理                | 7. 店舗の企画・設計・施工・管理                          |
| 8. 不動産の売買・仲介・賃貸および管理             | 8. 不動産の売買・仲介・賃貸および管理                       |
| 9. 食料品、調味料、清涼飲料水等飲料、酒類の輸入および販売   | 9. 食料品、調味料、清涼飲料水等飲料、酒類の輸入および販売             |
| 10. 煙草・米穀類および日用品雑貨の販売            | 10. 煙草・米穀類および日用品雑貨の販売                      |
| 11. 贈答品カタログ通信販売                  | 11. 贈答品カタログ通信販売                            |
| (新設)                             | 12. <u>畜産物、水産物、農産物の加工</u>                  |
| (新設)                             | 13. <u>畜産物、水産物、農産物、それらの加工品およびその他食料品の売買</u> |
| (新設)                             | 14. <u>惣菜の売買および加工</u>                      |
| 12. 前各号に付帯関連する一切の業務              | 15. 前各号に付帯関連する一切の業務                        |

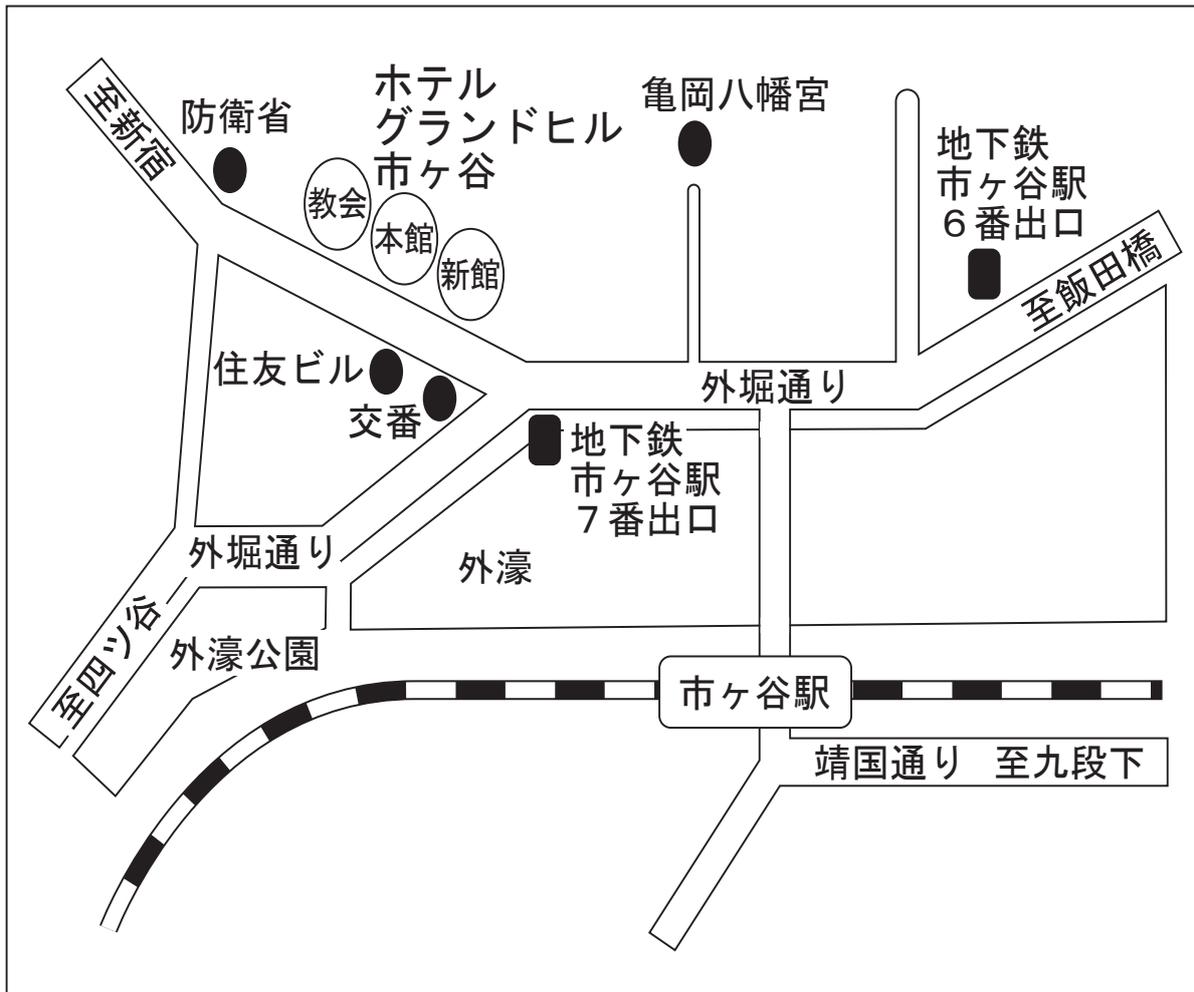
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷本村町4番1号

ホテルグランドヒル市ヶ谷 新館3階 瑠璃東の間

TEL 03-3268-0111



交通 ○JR総武線・東京メトロ有楽町線・南北線・都営新宿線地下鉄『市ヶ谷駅』徒歩3分